

第十回 参議院文部委員会議録第三十六号

昭和二十六年五月十八日(金曜日)午後一時三十九分開会

本日の会議に付した事件

○産業教育法案(衆議院提出)

○委員長(堀越雄郎君) それではこれより本日の会議を開きます。

この前の委員会において委員各位から御発言がありました点、産業教育法案制定のために産業教育法制定推進委員会が主になつて多額の資金を集められたという風聞がありますので、事教育に関する問題になりますので、我々はそれを重要視いたしまして、その点を明らかにしたいというこの御意見に賛成をいたしまして、只今文部省の辻田局長もお見えになり、又特に推進委員会の責任者として、委員長の都立北豊島工業高等学校校長佐藤孝次さんに参考人として来て頂いて、その間の事情を明らかにしたい。こう存じますので、先ず文部省の辻田局長からその点の説明を承わり、その後各委員から御質問を願うことにいたしたいと存じます。

○政府委員(辻田力君) 産業教育法制定に伴う全国職業高等学校校長協会並びに全国職業高等学校PTA連合会による募金について調査をした結果を御報告いたします。

このことにつきましては、昭和二十五年五月、全国の農業、工業、商業の各高等学校長の大会が、神戸及び奈良で開催されました。この際「職業教育の振興に関する件」の決議をみたのであります。これより端を発し、衆・参

両院へ職業教育法の制定に関する請願をいたし、両院ともに採択せられたものであります。

その後、昭和二十五年十二月五日、全国の農業、工業、商業、水産の各高等学校校長会並びにPTAが連合して、ここに職業教育法制定推進委員会が結成され、その目的のために活動が開始されたのであります。

この推進委員会の組織の中に企画委員会があり、ここで、この法律制定のための啓蒙運動費のことについて協議されました。平素よりの会費の集り状況より見て、一応の募金可能額を五百校と予想し、一校二万円で合計一千万円を目標として集めるという原案をもつて、PTA連合会と相談したところ、この一校当り一百万円という基準は、公平に似て公平でなく、結局においては父兄の負担なのだから、生徒の数を基準として定めることが公平であるというPTA側の意見により、その一百万円の額にちみあわせ、一校生徒四百人平均の計算の基礎の上で、生徒一人当り三十円平均の割合ということになり、これを十二月二十日の関東地区職業高等学校校長協会並びにPTA連合会に諮りましたところ、全日制の生徒一人当り三十円、定時制の生徒一人当り十五円の割合で、各校夫々の事情に依り自主的に釐出しようということになったのであります。この関東地区校長会及びPTA連合会の結果を全国に流しましたところ、各地区においても、自主的にこれに同調することになりました。な

お、この点について、地方に誤解を生ぜしめてはいけないとの趣旨から、北海道、東北、関東、近海、中国、四国、九州地区の職業高等学校校長及びPTA連合会に、佐藤委員長をはじめそれぞれ各委員が出向き、その真意の何処までも、地方の自主性に依り、任意であることの話し合いをしたのであります。

この結果、中国地区では、一人当り十円ずつの割合とか、大阪においては実業界方面からの寄附とか各地に於て自主的に集め易い方法を以て釐出することになったのであります。しかしながら一部の学校においては、生徒の手を通して募金したことが誤解を生ぜしめているようでありましたが、趣旨はどこまでも地方の実状に依りた任意で出であつたのであります。

昭和二十六年四月三十日現在の募金総額は、四百四十八万七千五百七十一円で、昨年五月よりの支出は額、二百四十五万二千六百六十四円五十銭であります。

その支出の主なもの、旅費交通費の約四十万八千円、産業教育法制定促進全国大会費の約三十六万六千円、印刷費の約二十三万七千円、農工商水産各部会費の約二十三万六千円、世論喚起報道宣伝費の約二十八万二千円、消耗品費約十七万六千円、通信連絡費約十二万八千円、その他十二万八千円未済となつております。

なお集まりました金額に余裕が生ずれば、これを以て産業教育振興についての意義ある事業を行いたいとの意向

であります。

以上概略であります。文部省において調査をいたしました結果を御報告いたします。

○委員長(堀越雄郎君) 何か御意見ありますか。或いは更に佐藤委員長から承わつてからにいたしますか。

○岩間正男君 文部省はこれを報告されるに當つて、どういふ調査に基いてどういふことになったか、その経過をちよつと……。

○政府委員(辻田力君) 文部省におきましては、この職業教育法制定推進委員会の本部と申しますか、幹部のかたがたにお目にかかつて、資料を提出して頂きまして、口頭によるお話しも何つて、それをまとめてかように御報告した次第でございます。

○岩間正男君 どうも私たちの要求したのは、そういうことではなかつたと思ひます。文部省の独自のやはり調査に基いて調査報告されなければ効果のあるものとは思ひません。通牒したとか、そういうことはなかつたわけですか。これは今責任者が見えておるのだから、そこからお伺いしてもわかることで、文部省は文部省として独自の機関を發動して、調査機構を持つておる。調査部長もおる。そういうわけで調査して、時間的に不可能な点はあつたと思ひますけれども、そういうことを私は聞きたい。それでなければ重複するだけだと思ひます。そういう点はどうです。

○政府委員(辻田力君) 只今申しましたように、本部のかたへについていろいろ調査いたしましたのと、又地方からこの関係で出て来られたかたへにも地方の実情等につきましても、いろいろ意見その他について調査したわけでございます。併し我々が特別にこの問題について特別の機関を發動して調査するということにつきましては、これは只今ではできるだけのこととはやつたつもりでございますが、それ以外に別に調査するということも困難なのでございますので、今申しましたようなことについて調査したのであります。

○矢嶋三義君 各県教育委員会に通牒を出されたか。我々が休会に入る前にお願ひしたのはそういう意味じやなかつたのです。このP・T・Aでやられたとするならば、各県教育委員会にはP・T・Aを所管するちやんと課があるわけですが、文部省としては調査すると言つた以上は、各県の教育委員会にこういうような調査の私は通牒を出すべきであつたと思ひますが、出されたのですか。

○政府委員(辻田力君) 通牒を出して照会はいたしませんでした。ただ併し各県別のどれぐらい集つておるかというふうなことにつきましては調べております。

○矢嶋三義君 どこで調べたか。

○政府委員(辻田力君) それは帳簿によつて調べました。

○矢嶋三義君 推進委員会のほうで調べた。

○政府委員(辻田力君) さようでござります。

○矢嶋三義君 それは調査にならん。

我々が要望した調査にはならん。

○岩間正男君 それから実際に子供だとかそういう父兄だとかそういうことについて調査するとか、そういう方法とはとれなかつたのですか。そういうことでは調査とはいえない。それでは私たちに意味がない。こういう推進委員会では、文部省が教育的に判断して……これは大きな問題とも関連する問題ですから、これについては、やはり独自の調査機関を發動して良心的な調査を我々はお願したいのです。これでは一方的な調査になつて、余り参考資料にならん、この点我々は確認しなければならん。これでは責任逃れです。

○矢嶋三義君 一応ここで佐藤先生お見えになつておられるのですが、佐藤先生から承つたら如何ですか。(異議なし)と呼ぶ者あり

○委員長(堀越健郎君) それでは佐藤参考人からこの問題について詳しく御説明を願うことにいたします。

○参考人(佐藤孝次君) 詳しくと申しましたもどき、まづ募金の趣旨、経過、その募金の状況並びに処置につきまして具体的に申し上げるよりほかに仕方がないのでありますが、その募金の状況につきまして、只今文部省から御説明がございましたが、私も御報告申し上げておりますので、私といたしましてはこれ以上述べたことではないのであります。併しながらここに一言附加して置きたいと思ふことは、これはこの推進のために費用が必

ずかかる、併しながらこの費用については各自の十分な御意見を寄附つて、そして皆さんの御意見によつて決定されたのであります。なお使途につきましてはこれは当然、勿論皆さんの御意見によるものでありますけれども、特に我々といひましては、この法案の運動のために、法案そのものは国家のために極めて重要且つ緊急を要するものであるという私どもの信念に基きまして、どこまでも強力に運動いたしたいという決心は持つておりましたが、その運動に際しましては、いさゝか全国的に農、工、商、水産その他の、主として公共の団体であります。これと提携いたしまして、PTAでありますけれども、いさゝか教育の真意を失するやうなことがある。十分その点は残すことであるから、十分その点は慎重に進むべきであるという皆さんの御意見によつて、私どももいたしまして、私どもの信ずるところにおいては、断じて皆さんの御心配なさるやうな消極的な事情は一切含まれていないという確信を持つておるのであります。募金につきましては、これは私どもの調査では或いは信を置けないというやうなお話も只今聞きましてしたのであります。大体これは全国に千三百の学校を持つておられます。これがかり

ずか、その際には各校ごとの明細なる報告をしなければならぬ。当然の義務を持つておるのであります。ここに詳細な資料を持つておられますが、それが

ために最後の都合だけでなしに、その中間におきましても、明らかにして置きたいというので、各県ごとにグラフを作成いたしまして、一目瞭然その集まることに各県の集金状況がわかるやうに、而もその合計が幾らになつておるか、或いは支出はどのくらいになつておるかというのをその都度発表しておるのであります。

かような次第であります。若し御質問があらうならば、どんなことでもお答え申上げたいと思つております。

これが十二月五日に推進委員会というものが結成されたのであります。

一月にこゝろの起算をいたしまして、一月頃には募金の状況が少かつたのでありますけれども、かようにして、これは十二月以降全体の集計がどういふカーブになつておるかという全体のカーブをとつて示しておるのであります。それからここには北海道の各学校の離出金額を盛りまして、そして北海道の総額がどのくらいになつておるかというのをグラフに示しております。かくのごとくにいたしまして、これは青森県の状況、それからこれは岩手県、全校に亘つて帳簿には勿論つけられておられますけれども、各県の不審の点が一概ないやうにするために、かように取扱つておるのであります。質問があらうと、説明をいたしますが、一応よろしうのほうにこれを掲げておきます。そして、そうしてこれを見出しもありすが、自分の県その他どの県でも、他の県の状況もわかるやうにかように発表しております。

と云うのであります。とかくかような運動にはいろいろ誤解が生じやすい、このときに、私は一生を賭けて教育に従事して来たのであります。私どもの運動はやむにやまれない気持ちから起つたのであります。併しながらかようなことについて世間の指図を受けたいのであります。この点については皆さまで同様に深く注意を払つておるつもりであります。(「了承」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀越健郎君) 御意見ございせんか。

○岩間正男君 只今の御説明頂いたのであります。この前これに對しまして運動者のほうから運動が出されまして、その趣旨に對しまして私は賛成したのであります。問題は産業教育、職業教育ですか。そのうちものに対する今までの欠陥に對して、今参考人が述べられたやうなこゝろの意図について、はわからないことではないのであります。ただこの方法としてやはり問題になつて来る点は二点あるのじやないか。一つはこのやうな運動が政治資金の連関においてこれはどうなるか、この点が私は法的に明らかにならないのでありますけれども、こゝろの点はどうであるか。それからもう一つは教育的に考へて、こゝろのやうなことが一つの慣例というこゝろになつて是認せられるというこゝろになりましたとき、果して今後のやはり一つの立法の措置として、それにつきまゝとつたところの問題としてこれはどうであるか。この二つの点からやはり私は明らかにされて置く必要があるのじやないかと思ひます。といひますのは、輿論を作るといふことは、それは緊要性があつて無論作る、輿論というものが作成されて来るのであります。併しこの前もちよつとお話したのでありますけれども、日本の教育の現情において、例えば六三制のごときは、非常に現在のこの予算不足からしまして、これは至るところ輿論が起つておる。そしてすでに両院を通じて請願が約二千万も集められておる。併しこの運動が今申しましたやうな實際的な運動資金の面において、これはいさゝか足がたなかつた。こゝろのこゝろによつてこゝろのやうな輿論が本當に大きくクローズアップされない。こゝろの事態がこれは一応考えられるわけでありまして、果してこゝろのやうなことが許され、堂々とこれ何れ差支ないことであるとして許されるという事態が起りました場合には、今申しましたやうな全額国庫負担の最も切實なこゝろの要求に對しましては、堂々とこゝろのやうなものが父兄の間から、或いは子供の頃から運動するやうな資金が、歴大なものが集まりまして、こゝろのやうなふりになります。こゝろのやうなことが許される、こゝろのやうなことも可能なことになるのであります。こゝろのやうな事態に對して、これはこゝろのものを放任して置いていいのであるかどうか、こゝろのやうな見地に立たなければならぬのであります。我々はこゝろのやうな実情から起つたところの要求について、無関心でおることはできないのであります。同時にその問題も広くこれは一國の文政、或いは政治の面、こゝろのやうなものと

開連した中において、これを大きな視野の面において、合理的に解決して行くということが絶対必要である、こういう観点から私たちはこの問題を問題にしたわけなのでありますが、そこで先ず伺いたいのでありますが、これは文部大臣見えておられないのですか、どういふふうに考えておられますか。こういうような運動のために、学童からこういう資金を集めて運動をする、こういう事態はこれは正しいと文部省においては是認されておるのであるか。文部省は法制的な見解について、これは専門でないからおわかりにならないかと思ひますから、これはいづれ法務総裁の出席を求めて、この点を明らかにしたいと思ふのでありますが、文部省はこれは一つの文教政策の上から見まして、こういうような法案に対する運動としまして、これを正しいと考へておられるのであるか、この点について伺ひたい。

○政府委員(辻田力君) 只今御質問がございました中で、児童から直接取つたというふうにお考えになつた点もあるかも知れませんが、この点は先に私が御説明いたしましたように、当事者についてよく調査いたしましたところ、児童から直接ということではなく、ただ計算をする上において、生徒一人当たりという計算の基礎をそこに置いたというところでございますので、その点は御了承願ひたいと思ひます。それからこういうふうな法律案をその関係者、特に希望する場合にこういうようなことが先例になるということに望ましいことかどうかということにつきましては、私は輿論を高揚するために、或る程度の運動といひますが、こういうような働きかけも認められると思ひますが、併しそれはこういうふうな資金を集めてやるということが、望ましいことだとは思つておりません。

○岩間正男君 今の子供から取つたか、取らないかというふうなことで、このところはこれは当事者からお聞きになつたと思ふのでありますが、子供については別に文部省は調査されないわけですね。それから実質的には子供から取つたというの、そういうところから出て来ておるわけなんですか。それから子供から取つたか、親から取つたか、そういう事実の問題でなくて、やはりこういうふうなところに、そういうふうな資金を……殊に私たちの見るところでは、こういう学校に行つておる生徒、子供たちといふものは、どちらかといふと恵まれない階級の子供であると思ひます。これはこの前のいふ……な法案の審議の中にも出て来た問題であります。そういうときにはやはり現在それは職業教育といふものは不完全だからして、いわば腹を減らして置いて、物をぶら下げて見せるような恰好になりますから、そういう関心も起つて来るのでありまして、それだけに、おそれる、一つ一つの貧しい階級、こういうところに対しては、そうしていろいろこれに私たちがここで説明されておるのを仮に肯定したとしても、これは弁解がましいことだと思ふ。負担方法といふものはいろいろとられると言ひますけれども、出すものは父兄の懐でであり、子供の負担になる。こういうふうなやり方、これについて文部省は望ましくない、こういう見解を述べられた

が、これに対して文部省はどういふ方法を考へておられるのですか。これは今まで曾つてそういうことについて注意をされておるか、文部省の意見をそれに対して与えるとか、そういうことをされたことがありませんか。ただ望ましくないといふので放置されて置いただけであつたか。それから今後望ましくないとすれば、これに対してどういふような方法を持つておられるか。これは大臣の答弁に属することかも知れませんが、局長としてはどういふふうに見られますか。

○政府委員(辻田力君) こういうふうな法律案を促進すると申しますか、法律案の制定を促進される場合に、一々経費を双方から募集しまして、それによつて推進して行くといふふうなことは、教育の場合には望ましくないと思ひますが、それについて文部省として今までどうしたかといふことでございしますが、従来は私算でございしますが、私自身としましてはそういうことがあつたことはまだ聞いておりませんが、今回の場合にそういうことがあつたのでございしますが、併しこれも実は文部省は責任をなすわけではございませんが、こういうことが始まつたことにつきましては、実は承知してなかつたわけではございません。で文部省として今後これをどうするかといふことにつきましては、相当金額も、調べて見ますと、目的の額にまで近く集まつたやうでございしますが、今後はこういうふうなことはできるだけないように希望しておる次第であります。どこでこういうふうなことが起るかといふことについては、あらかじめ予見ができませんのでありますが、我々として

ては、この国会における答弁を通じて国民にも、国民と申しますか、教育関係のかたにも十分承知して頂きたいといふふうな考へておる次第であります。

○矢崎三義君 佐藤さんにお伺ひいたしますが、五百万円という目標を最初立てられたのはどういふ見通しであつたのですか。少し私は多かつたと思ひますが……。

○参考人(佐藤孝次君) 申上げます。率直に申上げますと、私は最初から皆さんと話し合つておつたわけでありまして、大体この運動についてどのくらい我々の費用がかかるかといふようなことにつきましては、正直のところ予想ができませんでした。併しなからただ私が考へておつたのであります。大体この運動をせざるを得なくなつたといふ本當に根本的な理由を考へて見ますならば、日本国民の従来職業教育に対する関心が至つて薄い、これが基礎をなしておる、根本的な原因をなしておる。よしやこの法律がでない、不幸にして制定の日々を見ないといふようなことがあつても、私どもは職業教育の重要性については一つ陣頭に立つてこの輿論を喚起し、認識を深めることに努力しなきてやならんと、こういう考へ方ではないかと五百万円という目標を立てたのであります。

○矢崎三義君 ここに職業教育法制定推進委員会というのが校長会とPTAによつて結成されているやうでございしますが、この提案といふものは恐らく校長会の方から出し、リードして行つたやうに私承つておるわけではございませんが、こういう金をきめる場合に、そういう態度をきめる場合に、

学校長としては、やはり職員意向といふものを相当聞いてからやるべきでなかつたのでしようか。更に又こういうことにPTAを働かせるということ、PTAと学校の責任者との今後の関連において如何なものでありましようか。そういう点、将来の問題としてどういふふうにお考へになつているかとお伺ひするわけは、この決定に対して或る県によると猛烈な反対が出て、拒否して出さなかつた県もあるやに聞いておるわけでありまして、それは結局校長さんが皆学校に働かされて、学校の職員から猛烈な斥けを受けたと聞いておるわけですね。それで県によると拒否して出さなかつたといふ県もあると承つておるのですが、そういう点は今後の問題としてどういふふうにお考へになつておられますか。

○参考人(佐藤孝次君) それにつきましては、文部省から御説明を頂いた中にもございすると思ふのですが、大体これは自主的に決定されたのでありまして、この運動には資金を出すことに同意したしかねるという者の意向がある、どこでも、寄附的行為でもありませんし、自発的なものでありますから、決してこれを強要するといふやうなことはいたしておりません。従つて今後のことについては別に考へておりませんけれども、これまでそういうふうにして参つておるのであります。

○矢崎三義君 職員との関係はどうか。

○参考人(佐藤孝次君) 職員との関係は、大体この運動は、これも御説明の中にあつたやうに、去年の五月神戸及び奈良において大会がありましたのは、校長協会の大会でありまして、その校長協会において一応職業教育の振

興に関する決議をいたしたのであります。その決議に基いて職業教育法の制定を望むというような結論に達して、一応その校長協会の決議と言いますればなんですが、その決定に基いてやつたものでありますから、一々最初は職員に御相談申上げる機会がなかつたわけであります。その後職員のほうから反対がある所があつたといたしまして、これはその職員の考えでありますから、私どもはこれに關してとやかく申していないのであります。

○矢輪三義君 私にはまあこういう運動を起す立場に迫り込まれた職業学校の責任者のかた、本当に気の毒に思いますが、お金を集めて運動をしようとなられたお気持は万々わかるのでございますが、実際にこれをやられる場合に、県により又学校によると、生徒に不意なことを言つて、これで君たちの作業は楽になるのだとか、学校の施設は非常によくなるのだというような不意な言葉を言つて生徒を通じて出させたというような面が末端に行きますとやはり現われております。そのところに非常に非教育的な面が欠点として出て来ているわけなんです。それから私はこの行き方から見て、やはり我が国のPTAというものが、与えられたPTAで、PTAの封建性、多くを申しませんが、やはりPTAは本ものになつていない。PTAの封建性というものを私は将来の問題として非常に心配しているものでございますが、佐藤先生としての立場もよくわかるのであります。私は今後はこういうことはして頂きたいといふことを希望しまして、私は文部省のほうにお伺いしたいと思ひます。

我が国の民主教育を打立てるといふ立場から、PTAの果すべき役割といふものは極めて大きいと思うのですが、このPTAのあり方ということにつきましては随分いろいろと議論され、文部省としても、又地方教育委員会としても相當の指導をされているわ

けですが、私は重ねてお伺いいたしますが、P.T.A.がこういうことをやられることはいいかどうか。指導される立場としてはどういう立場をとられるのか。私はもう少し申し上げますが、私も国会に来て見て、ともかく余りにも陳情の政治だということに私は非常に疑惑も持つし、不満を持つておる。もう少し科学性のある政治をやつて、あんな陳情攻めの政治でないようにしたい。皆さん御承知と思いますが、府県によると、何億、一億、少くとも三千万円からの予算を組んで皆わんざわんざとやつて国会に来る。我々立法府におつて法律を作るのですが、炭鉱の国管法の場合が私は一番醜態を暴露したと思うのです。法律を作るたびにいろいろこういうことが行われて、特にこういう教育立法ということになつて、それを通すためにこういうように教育者を追い込んだということとは、政治家の責任であり、文部省の責任でもあると思うのですが、そんなことを言つていても、しょうがないのですが、教育の立法をやるのに生徒の頭数を考へてこういうふうな金を出す、当面教育財政の確立ということも問題になつておりますが、それやるからと言つて、全国の学生の頭を揃へて金を集めて、そうして手論を喚起して行く、而もそれをP.T.A.がイニシアティブをとつて行く、こういう行き方です。

ね、どういうようにお考えになるか。これは一つのモデル・ケースになります。どういふような指導を文部省としてはされるべきかという点について、私は今後のこともありますから、はつきり御意見を承わつて置きたいと思ひます。

○和田博雄君 矢島君、僕は大臣からその答弁を聞いたほうがいいと思う。事務當局から聞いてもしょうがないと思うのだ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○矢嶋三義君 その通りでございますから、大臣は一度お伺いしたときには、事実があれば言々と言うて、あと具体的にわかつてからなんにも意思表示されていいのです。確かに大臣の答弁を……。

○和田博雄君 大臣に来て頂いて答弁してもらつたほうがいい。

○平岡市三君 この問題につきまして、は打切りいたしまして、法案の審議にお入りの動議を提出いたします。

○岩間正男君 今の動議に反対です。なぜかという、この前の動議が成立したときに、この問題が明かにされないければ審議には入らない、こういうことが確認されているはず。これは、波多野委員からの動議もありまして、まだ問題があるわけ。私はそういう意味から今の動議に反対しまして質問を続けたいと思ひますが、文部省は文部大臣を呼んで来て頂きたい。それから先ず第一に伺ひたいのは、推進委員会というのはどういうふうにして組織され、どういうふうな機構を以て運動を展開しておるのですか。その細点の一つ伺ひたいと思ひます。その組織の内容です、これについて伺ひたいと思ひます。

のです。か
○委員長（堀越健郎君） 岩間君に申し
ますが、今動議々と平岡さんからお
つしやいましたが、定足数が足りませ
んから動議になりませんが、この前の
ときも定足数に足りませんが、から動議は
成立しております。併し委員長が事
が重大だと思ひましたから自発的に

か重たと思ひましたから自発的に問題を取上げたんですからさう御了承願ひます。委員長が教育上重要だと思つたから自発的にこの問題をやつてゐるのですから……。

○和田博雄君 大臣にちよつと出て来て頂いて、今の問題大臣から答弁を頂いたほうがいいと思う。

○委員長(堀越健郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(堀越健郎君) 速記を始めて下さい。どうぞ御質問願ひます。

○岩間正男君 この前委員長から別になんか注意がなかつたから速記録にははつきり動議は成立しているわけです。僕が賛成している。

○委員長(堀越健郎君) 動議として成立してないのです。そういうことは抜きにして、重要な問題として取上げておきますから……。

○参考人(佐藤孝次君) 推進委員会の組織は、従来の校長協議会ができておりまして、協議会の常務理事というのが大体あるのであります。元来がそのもので協議会の決議に基いて進出したことであつたので、その常務理事が大体推進委員になつております。それからこの運動に關しましては、常務理事がけではないかというようなことで、今更の更に理事、それから更に理事はそれが変りましたが……。その他は各員

ことにこれを提出して頂きまして、各県ごとに三人、少くとも三人、或いはそれ以上五人というように選んで頂いて、そうしてこれを御報告を頂いたものが推進委員会であります。全国に約二百五十名以上、全推進委員は二百五十名くらいになっております。

○岩間正男君 参加者はどのくらいでしたか。

○参考人(佐藤孝次君) そのときの参加者は六、七十人くらいであつたかと思つております。今二百五十名と申しましたのは、その後追加をいたしまして、現在の数であります。そのときには取りあへず各校長の常務理事その他各県で選ばれております理事諸君が推進委員になっております。とにかく出席の数は六、七十人くらいでなかつたかと思つております。

○岩間正男君 これは、委員会の構成の中には、各実業学校の先生がたも皆入つてゐるわけですが、役員はそうではありませんが、構成はどうなつてゐるのですか。

いて止むを得ず、そこに落ちたのだから私の行動は何ら差支ない、恥じるところがないというふうに言われたとしても、これは我々了承することはできない。やはり教育的な一つの何といひますか、見識といひますか、良心といひますか、そういう面からこういうような行動が何ら恥すべきことではない、我々はむしろいいことをやつたのだ。こういうふうに単に言われるとしたら、私は重大問題だと考えます。こういう点はどうぞございますか。

○参考人(佐藤幸次君) 私は只今の御質問がありまして私の気持には変りがないのでありますが、従つて改めて申上げるのはどうかと思つてあります。どうも常識によつて判断をすればというお話であります。私の常識を以てすれば、これは一向教育的な、私は悪いことをしている、教育的に見てよろしくないことをしていると私の常識によつては考えていないのであります。

○荒木正三郎君 私も若干御質問を申上げたいと思つてあります。この産業教育法を成立せしめたいという御意思はよくわかるのですが、そのために一応五百万円という相当な金額を見積られる、こういうことは余り私前例がないと思つていますが、そういうお考えになる場合に、五百万円くらいかかるであろう、こういうふうなお考えになつた事情を一応お聞かせ願ひたいと思つてあります。

○参考人(佐藤幸次君) 先ほども御質問がありまして、この点お答え申したのでありますが、重ねてお答え申上げます。五百万円ということにつきまし

ては、私も全く見当がつかなくなつたのは事実であります。併しながら金はかかる。併しそのときに五百万円ということ自体は私も全く見当がつかなくなつたのでありますが、何としてもこの興論喚起のことにつきましては、職業教育推進のために、教育の振興のためにどうしても努力して行きたいという気持がありましたので、あえてこの五百万円という見当をつけたのであります。全くその点の基礎は私にも正直のところなかつたのであります。

○荒木正三郎君 そうすると、この法案の達成のためには、目的の貫徹のためにはかなり興論の喚起を必要とする。だから相当な金額が必要。こういうふうにお考えになつたわけですね。

○参考人(佐藤幸次君) さようです。○荒木正三郎君 文部省の報告の中にも、啓蒙運動費としてこれが集められたいように書いてあるわけなんです。啓蒙運動といふのは一般国民に対するそういうお考えなんですか。

○参考人(佐藤幸次君) 全体的に行きますれば国民といひまして全部含まれるわけでありまして、国民は勿論、或いは教育者自体に対しまして認識も一層強固ならしめて行かなければならぬと思ひましたし、その他いろいろ報道機関方面、ジャーナリズム方面にも私どもは訴えて行きたいというふうな気持を持っております。

○荒木正三郎君 そこでそういうふうな趣旨の下に、大体学校に割当をして、そしてその金を集めた、こういうふうになつたのでございますが、さうこの金を集める場合に、この運動をしてもらえるかたがたが教育者である

ということ、又その金を集める対象となつたものがPTA或いは生徒であるという点から何らか特別な考慮をせられたかどうか、この点伺ひたい。

○参考人(佐藤幸次君) 私も考えないわけではございません。それでここにきまつた場合などは、学校に關係ない実業界とか、或いはその他これに對して理解のある方面から金を集めるということが望ましいというふうなことも話の中に述べたのでありますが、とにかく本當に金を早急に集めるためには、こういうような方法をとつたほうがよろしいというふうなPTAの諸君の強い支持もありましたので、結局こういうことになつたわけでありまして。

○荒木正三郎君 私は経験が少いのですが、こういうふうにして一つの法案を通すというために、一般に広くPTAなり、そういう方面から、かなりの金を集めて運動をしたということは余り今まで聞かないのです。だから相當これについては慎重な考慮が払われたのではないかと、いふに私は私どもは想像しておつたのですが、ついでには何でしようか、このことについては何らかじめ文部省あたりとも御協議になつたのでしようか。或いはそういうことは全然なかつたのですか。

○参考人(佐藤幸次君) いや文部省には全然行きませんでした。

○荒木正三郎君 やはりこの問題は、かなり私は重要な問題であるというふうな考えをおるわけなんです。これは根本的には矢嶋さんからもいろいろお話があり、又曾つてはこの吉田総理が陳情政治を廃止するための措置をとつたことがあります。そういう問題と関

連をしまして、これは我々の側においても相當考へる必要がある問題であると思つておるのですが、やはり教育者という立場において、こういうふうな募金をして、一つのまあ政治運動、政治運動となるか、ならないか、これは政治運動をやつていけないと言つておるのじやないのです。こういうことをやつても差支ないと思つた。だからこういう運動はどんなにやつていいのですが、こういう相當多額に上る金を集める、そしてその集める場所が或いは学校とか、PTAとか子供、こういう対象になると、非常な誤解を招く虞れがある。こういうことを私は感ずるわけなんです。そういう点についてはほど注意して頂かなければならぬ問題があるというふうな思つておるわけでありまして。その集め方が一つの問題でありますし、又この金の使途ですね。どういふふうなこの金が使われるか。ここにはどういふふうに明細に、明細と言ひますか大綱を明示されておりますので、このことによつて別に金の使ひ途についてどういふ意見はないわけなんですけれども、やはり一つの法案を通すのに、先主がたが五百万円も金を集めて、そして国会に働きかけて運動をやつておる。そういう印象を社会一般に与える、国民一般に与えるということは私はより重要な問題ではないかと思つておるに感じておるわけなんです。そういう立場から佐藤さんに對して責めるという意味でなしに、私ども政治家としてのそういう点について今後かなりの考慮をしなければならぬのじやないかというふうな思つておるわけなんです。そういう点から考えまして、この

ことについては十分今までやつたことは、何ら間違ひがないのだということだけで済まされないので、相當なやはり検討が必要ではないかというふうな感じておるわけなんです。こういうことを申上げると非常に失礼になりますので、この辺でとどめて置きたいと思ひます。

それからこれは文部省に質問するわけですが、この調査報告をせられたわけなんです。このことについては、今日大臣が見えておられます。矢嶋さんから先ほど御質問がありましたから、矢嶋さんのほうに先に譲つて、若し私の考へておるところが述べられなければ、その上で質問することにいたします。

○矢嶋三義君 大臣にお伺ひいたします。自然休会に入る前にこの法案が提案されたときに、この法案推進の運動費として教育界で若干の募金があったというふうな聞いておるが、そういうことを御質問申上げたときに、そういう事実があるとすれば遺憾である、文部省としても調査する。こういうお話で、私のほうからも調査して頂きたいということを要望申上げて置いたのでございまして、その後大臣はこの募金について委細報告を事務当局から受けられたかどうか。現在御存じになつておるかどうか、この点伺ひたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 当時矢嶋さんからそういうお話があつたので、これをよく調べるように言つて置きました。その内容も私は聞いております。そしてその前も申上げたように、これは私は遺憾なことだと思ひます。こういうことが今後は起らないように私も配慮をしたいと思つております。

○矢嶋三義君 文部大臣は遺憾だと表

明されたのでございますが、もう少し掘り下げて、どういう意味において遺憾だと思ふのであります。

○国務大臣(天野貞祐) この法律というものが作られるのに、何らか資金を作つて運動せねばならないといううなことは面白くないという意味でございます。

○矢嶋三義 その点について私は誠に満足な気がいたしますが、重ねてお伺いいたします。私からも要望し、又大臣のほうからも調査するように事務当局のほうに要望されたわけでございますが、私はそのときの調査というものは、これが法的に云々というより以上に、教育的に第一線にどういう影響があるかという点において調べて頂きたい、こういうことを要望したわけでございますけれども、事務当局では地方教育委員会に何ら調査依頼を發することなく、推進委員会のほうに伺ひして、そうしてその調査報告を我々に提出された、こういうような調査方法に対して大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(天野貞祐) この推進委員会というものを成立させておるのが、私どもが平常非常に立派な教育者だと思つておるが、中におられるのです。ですから、そういう人にものを尋ねればそれで事は明白だとこゝろ考へたのでございます。相手が信頼するに足るかたゝです。そのかたがたによつて何つたというわけだと思ひます。

○矢嶋三義 其の相手が信するに足るかたゝであると、その点はそれで私はよろしいと思ふけれども、こういうお金の金額もございまいしょうか、こ

ういうふうに集めるということが教育に私は何らかの影響があると思ふのです。そういう影響というものは推進委員会の幹事の三、四人のかたゝから帳簿で承つただけでは、私ばかりな

と思ふのですが、そういう点を私は第一線で教育をやられておられる地方教育委員会において初めて教育的影響性というものがはつきり把握される、そういう意味において私は大臣と意見は違ひますが、調査の仕方については不満を持つておるものであります。今後は御注意願ひしたいと思います。

次にお伺ひいたす点は、確かに私は実業学校の校長さんがたが、現状において教育はできない、自分の教育方針を推進して行くに當つてとにかく居ても立つてもたまらない、そういう気持ちでこの法案の推進運動に當られた点は万々わかるのでありますけれども、学校におられる先生がPTAと連絡をとつて、かくも莫大な金を集めて運動しなければならぬという、こういう苦境に第一線の学校長さんが追い込まれた。こういふことについて私は我が国の文教の責任者としての文部大臣はどういうような御所感でいられるかお伺ひいたします。

○国務大臣(天野貞祐) 私はここにやはり幾らかの誤解があると思ふのです。誤解があるといひましようか、意思の十分疎通してないところがあるのではないかと。そういう方法でなくとも十分こゝろを注いで提出することもできるし、又文部当局もそれに助力をするといふこともあるのですが、そういうお互ひの意思の疎通といひましようか、事情の了解といふところに足らなかつたという点があります。そ

う足らなかつたところが文部省の文部行政の不十分な点だと思ふしやれば誠に申訳ないといふよりほかないし方ないと思ひます。

○矢嶋三義 私もあつたこととお伺ひするの、結局将来のこともありまふので、お伺ひしてゐるわけですが、大臣が日本教育復興のために教育財政の確立という点において考慮を保持され、努力をされておるわけでありますが、教育財政確立のために、又全

國のPTAから多額の金を集められ啓蒙運動をやり、世論を振起して、そしてその法律の制定に運動するといふような姿が又私は出て来たらならぬといふ、こういう立場からまあ質問を申上げておるわけです。

もう一点お伺ひいたしたい点は、まあ先ほど大臣が申された通りに、法案を通すために多額の金を集めて院内外の運動をやるという、こういう政治的の行き方に対して大臣は不賛成だといふ意見を言われたのは、私は非常に全く同感なんでございますが、このたびの五百万円というの、私は教育関係者としては随分と私は垢抜けしておると思ふのです。ほんの先生がただけとPTAとだけでは五百万円という見当を立つてやられたというの、我が國の普通の教育人としては、随分と言葉が適當かどうか知りませんが、垢抜けがしておると思ふのです。五百万円集めるのが問題なのもつて来て、更にそれがPTAと学校長さんで構成される推進委員会の名によつて、而もこれを生徒を通じて集めたといふところに、私は政治的に考へても、又それ以上に教育的に考へたときに問題があると思ふのですが、こゝろPTAの行き方

です。PTAのあり方については、まあこれは民主教育の確立のために非常にPTAのあり方というものが重大である。こゝろいふに識者から呼ばれ、即ち非難もされておるわけでありますが、こゝろいふPTAのあり方についてどういふふうにお考えなさるか。なおPTAといふのはやはり文部省では社会教育局で指導されておると思ひますが、地方教育委員会ではPTAのあり方について、学校教育の立場に

おいて、又社会教育の立場において指導されておるわけですが、このPTAのあり方をどういふふうにお考えになりますか。今後どういふふうな方向に指導されるべきかといふ点について御意見承りたといふ考えです。

○国務大臣(天野貞祐) 私はPTAのこゝろいふ方というものは、或る意味ではやはり日本の一般の社会の教養の水準を示すものではないかと思ふ。私はいふ／＼なところでは日本の社会があらゆる面において教養が低いといふことをしばしば感ずることがありますが、これも一つの教養水準の低さをここに露呈しておるのじやないかと思ふのです。だからこれはどうしてもさういふことがいけないといふことを一般に知らせると同時に、誠に廻り道のようにすけれども、やはりいふ／＼な社会教育とか学校教育を通じて社会の教養を高めて、一般教養を高めるところによるほかにないのではないかと思ふのです。これは一事がそれですが、その他の現象においても我々が感ずること、教養水準の低いといふことの現れであると思ふ。それを改めるといふことによらなければ根本的には改まらな

いといふ考え方であります。

○矢嶋三義 最後にお尋ねいたします。このたびのPTAのあり方として不満足だといふ意味の大臣はお氣持でおられるという答弁ですが、今後のこともございまして、文部省として指導の立場においてさういふ意味のことを地教育方委員会に通過でも出される意思がありますか。

○国務大臣(天野貞祐) 私はこれをなされたかたゝは何も悪い考えでなされたのじやないが、今申しましたように、こゝろいふことをやらなければ法律が成立しないかといふような非常な間違った考へに立つておられるのだから、さういふことが今後起らないように是非配慮をしてもらいたいといふことを教育委員会にも伝えたいと思つております。

○荒木正三郎 私は大臣に二、三の問題について御質問申し上げたいのです。この通常国会が開かれる直前のこととございまして、文部省から出すことに予定されておる法案の中には確かに職業教育振興法案といふものがあるが、こゝろに聞いております。これは文部省において、かなりその必要を認めて、立法化するといふ御意思の下に進んで来られたのであらうと、こゝろいふに考へますが、それが文部省の提案にならぬ。言ひ換れば職業教育振興法といふものが日目の目を見ない、こゝろいふことがやはりこゝろいふ大きな運動を展開せざるを得ない情勢を私は作つて来たものだ、まあ、その大きな理由に少くともなつておるのじやないか、こゝろいふに考へておるわけでありまふ。さういふ観点から言へば、やはり文部省自体の中において、この問題についてはかなり反省と

申しますか、そういう点があるべきではないかというふうな思つておるわけでありませう。そこでどういふわけです。その法案が立ち消えになつてしまつたのか、そういう点をこの際明かにして頂きたいと、かように思ひます。

○国務大臣(天野貞祐君) 文部省でもこの点は研究しておつたのですけれども、それが遅れておつた。その間にこういう法案が出て来ましたから、それでこの法案に譲つたわけだと思ひます。

○荒木正三郎君 これは大体は自由党のほうで御提案になつたように私は考へておるのですが、自由党は政府の手党でございませう、その点は十分連絡をしていへる／＼話合ひができるのじやないかというふうに考へるわけですが、やはり大々的な陳情運動というものが行われて来た有様というものは、文部省ではこの法案がむずかしいのだ、できないのだと、こういう点が相当あるのじやないかと思ひます。ですからやはりこういう点についても今後文部行政に當つておられる大臣としては、そういうことにならないように十分な考慮を願ひたいと、私は思ひます。(「議員提出が理想だ」と呼ぶ者あり) 私は議員提出を否定しておるわけではない。現に文部省においてそういう計画があつて、それが立ち消えになつておるというところにはやはり私は問題があると思ひます。

それからもう一つお伺ひしたいのは、昨年でありましたか、一昨年でありましたか、吉田総理が特に発表せられた陳情政治を打破しなければならぬ。これは新聞に非常に大きく掲載された。陳情政治に伴う石炭国産の問題

にいたしましても非常に大きな弊害があつて、又そのほかこれに要する労力と費用、そういう問題も考慮せられたのであらうと私は思ひます。これを打破しなければならぬという声明に似たものをお出しになつたけれども、その後においてもやはり陳情政治というものがあると思つておられないと思ひます。それは一つの現われであると思ひます。もう一つは、やはり政治の局に當つておられるかたとしては、こういうことが起つて来るという理由について十分御検討を願つて対処して行かなければならぬ、先ほどいへる／＼今後こういうことがないように配慮する。これは一片の通知とか、そういうものによつて防ぎ切れる問題ではないと思ひます。政治のあり方そのものを考へて行かないと思ひますが、こういう点については、大臣はどういうふうにお考へになつておられますか。

○国務大臣(天野貞祐君) 今おつしやることは私もそういうふうに思ひます。そういう点についても十分注意し、又研究もしなきやならないといふふうに考へておられます。

○岩間正男君 私は二、三点お伺ひしたいのでありますが、先ほどいへる行動は非常に遺憾あると、こういうお話を聞きましたが、この遺憾であるといふことで又これだけでこの問題が解決する段階じやないと思ひます。遺憾であるならそれに対して再びこういうことが……これは今後の前例になるのです。これに対して文部省はどういうふうな処置をとられますか。文部大臣の意見を一応承つて置きたいと思ひます。或る意味ではこれは遺憾である……このままでこういう問題が収拾される。そうして置いてこの次に又もつと広汎なことは起らないのだと言ひますか、こういうものがそのまま通つた場合に、遺憾であるといふことだけでは、この問題は私は解決がつかないのじやないかと思ひますが、これについて大臣はどういふふうに処置を考へておられますか。承りたい。

○国務大臣(天野貞祐君) 私は遺憾であると言つたばかりじやなくて、今後こういうことが起らないように配慮をしたい。その一つの方法としては、委員会に通知を出すとか、又一般にこういう法律を作るといふことが何もういふ運動をしなくてもできるといううなことを一般に知らせるとか、又廻りくどいけれども社会教育によつて一般の教養を高めるとか、知識を高めるとか、そういう方法をやりたいと考へておられます。

○岩間正男君 そうすると、この問題はこのままにして置いて、そうして更に通知を出される、こういうわけでございますか。どういふ意味ですか。

○国務大臣(天野貞祐君) ただこのままに打ち捨て置くというのではなくして、そういうことがないようにいろいろな配慮をしようといふこういう意味であります。決してこのままに打ち捨て置くというわけじやありません。

○岩間正男君 この問題はこういう遺憾な事態が起つてゐるのに対して、どういふふうな具体的処置されるものかと考へておられるのか、これが先に行つて通知を出すとか何とかいうことは、この問題の処理がどうであるかといふことについて、これは文部省がどういふことを起すかといふことによつて、私は一番はつきりして、今後の問題が決定されると思ひます。この問題はこれで捨て置いてあとで遺憾であるという通知を仮に今後出したとしても、これは何ら又事態が起つたとしても、文部省としましては、それを取締ることができないであらうと思ひます。こういう点はどういふのであらうか、現実の問題としてお伺ひします。

○国務大臣(天野貞祐君) 文部省が直接にその関係者をどうするとか、そういうことはできないと思ひます。だからしてそういうことを起さないように、いろいろのことを考へるといううなことを起す方ないと思ひます。この起つた事実の關係者をどうしようといふことはできないと思ひます。

○岩間正男君 それから文部大臣の見解を一応お伺ひしたいのであります。これは法務総裁に詳しくは後に伺ひたいと思ひます。これはやはり一つの政治活動になるのであるか。なるとすればやはり協会とか結社とかいふ形で屈出れば、私は法的には決して何ら差支えない。これは教育的な一つの面は別におきますと、そういうことになつて行く……資金規正法によりまして、先ほど申しましたように、一つの政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくは反対する、これが政治活動だといふことになるわけですが、そのときこれに抵触するかと考へておられるかどうか、これはやはり大臣の見解を一応承つて置きたいと思ひます。

○国務大臣(天野貞祐君) 私はこれは

やはり教育の欠陥をどうかして償おうという意圖から出たことで、純粹にこの教育的なことと申しましようか、そういういわゆる政治的な意圖を以てした行為とは言へないのではないかといふ考へを持つておられます。

○岩間正男君 私もそのことは望ましいのであります。こういう活動がこれは政治的活動でないと思ひます。これは望ましいのであります。ともするといふと、教員の行動に対しては、これは政治的活動として狭めて来る部面があるから、これは望ましいのであります。ただ一つ問題は、實際そういう中におきまして、やはり規正法との關係で、こういう面ではどういふ位置かといふ問題が私は法的に何つて置きたいのであります。これは文相の見解がどういふところについてまだ研究しておられないと思ひます。これはどういふことになるのであります。それはどういふことになると、仮にこれは政治的な一つの政治活動になるのか。なるとすれば、そういう政治資金等を学童から集めるという形になると、そうするとこれが非常に問題になつて来ると思ひますが、これはどういふ見解をとつておられますか。

○国務大臣(天野貞祐君) これは先ほど申しましたように、私は狭い意味の政治活動といふふうには考へてはおりませんから、そういうものとの關係といふことは出て来ないと思つておられます。

○委員(堀江謙三君) 文部大臣に対する質問よろしうございませうか。ほかにまだあれば……

○和田博雄君 この五百万円集めてそ

うなことを起す方ないと思ひます。

れでやつた行為の始末は、これは今文部大臣お話になつたのですが、私はやはりどうも根本の原因は、今の政治のやり方といふ事かね、そこらも問題じゃないかと思ふのですがね。そうするとこの問題について、たま／＼教育関係でこれは起つたのだけれども、実は各県の行政のやり方を見ても、やはり陳情というものを基礎にしてやつてゐる形が非常に多いわけなんです。ですから私は文部省とされては、この際こういう問題が起つたときに、又もう一遍こういう問題をお捉えになつて、開議か何かで、やはり政治や何かのやり方についてはつきりした政府の方針なり、何なりを打出すだけでなしに、それをやはり実行して行くように何か措置をとられて頂きたい、こう私は思ふのでありますが、この問題に對して教養水準という問題だけを對象にしてしまつたのでは、一つの政治的な問題として起つてゐる問題については、差當つての措置にもならないし、將來の措置にも私はどうもなにかいじやないか。もとより教養水準が低いといふことは、これは我々も同感であります、一応やはり政治のあり方自体が教養水準が低いところに……、それが政治面にも出てゐるのですから、それを政治の問題として解決して行くのは、やはり文部大臣とされて、そういうような御処置を一つ一体とれんものかどうかといふような点についてどういふとお伺ひしたい。

○国務大臣(天野貞祐) 和田さんの御意見は非常に私を啓発するところがございまして、よくそういう点を自分も考へて善処したいと思つております。

○矢嶋三義君 それに關連して私も一つ大臣にお願いして置きたいと思ひます。短こうございしますから……。

○国務大臣(天野貞祐) ちよつと、大変私、失礼ですけれども……。

○矢嶋三義君 二分間で終ります。

○国務大臣(天野貞祐) そうですか、どうぞ。

○矢嶋三義君 大臣は吉田内閣においても、超党派的な珍らしい存在であると思ふのですが、そういう意味において、私特にお願ひして置きたいのですが、例えば今度の地方選挙で閣僚の皆さん地方に出張されて応援に行かれた、そうして例えば知事の選挙に當つて、今自由党内閣だから、自由党の知事が當選しなかつたら平衡交付金はやれん、教育の振興も何もできない、こういうふうな街頭演説しておられる閣僚もたくさんいらつしやるのですが、だから大臣は閣議において討議される場合に、そういう閣僚がおられるというところ、それとやはりこういう陳情政治と閣議があるということを、超党派的にやつて頂きたいということを申上げて置きたいのであります。

○国務大臣(天野貞祐) 大変失礼ですが、私今日文部省に研究所長會議がありまして、そこに二時に出席するといふ約束をしておりますから、大変失礼でありますけれども……。

○委員(長嶋鐵雄) 文部大臣退席されますから……。他にこの問題について御質疑ございしますか。

○波多野野君 この報告についての事務当局に對する御質問がすでにあつたと思ひますが、もし重複しておれば省いて下さい、答弁は……。一、二点報告について質問いたします。この報告

書の終りのほうから第三パラグラフですが、中国地区では一人当り十円ずつの割合、大阪では実業方面からの寄附とかいふ／＼あつて、集めやすい方法を以て提出したと、こう出ておりますが、これはどういふ方法、具体的にどんな方法であつたかといふことを一つ。この以外に、十円ずつ割当ててやつたという場合と、実業方面からの寄附金の場合を除いてどんなことがあつたかといふことと、それから実業方面からの寄附は一体どんな額のものか、幾らぐらゐのものかといふこと、それからもう一つは同じパラグラフに一部の學校においては生徒の手を通じて募金したといふこととありますが、一部の……、何校ぐらゐそういう學校があつたかといふ点、何校ぐらゐそういう生徒の手を通じて募金した學校があつたか、それらの点、若し御答弁が済んであれば速記録を見ますが、済んでなければ……。

○委員(長嶋鐵雄) 責任者の佐藤さんが今見えておりますからそれ以外に詳しいことがあつたら……。

○波多野野君 いや、文部省の報告についての質問ですから、文部省から……。

○説明員(杉江清) 第一の自主的に集めやすい方法と申しますのは、これは実業界から大体の予想された金額を一括して寄附を集めたといふような場合、又はPTAの会合でそのことをお諮りして、そこでその承諾を得てPTAのほうに集めて頂いた、そのときどきの情勢に応じて集めやすい方法をとつた、こういうのでございします。それから一部の學校と申しますのは、その校数が幾らであるかといふことは承

知しておりませんが、例えば私の承知しておる限りにおいては、岐阜だと思ひますが、これは併しはつきり覚えておりませんが、一部の學校においてこういうことがあつたといふことを聞いております。以上であります。

○波多野野君 岐阜一校ですか、岐阜の何という學校ですか。

○説明員(杉江清) そこまでは何つておりません。

○波多野野君 いや調査して頂きたいと思ひます。それからもう一つ、今の実業方面からの寄附といふのは金額は幾らです。

○説明員(杉江清) そういう詳細なことににつきましては本日ここに責任者がおられるといふことを聞いておりますので、その方面から御答弁して頂くといふことで、それ以上のことは私のほうで調査いたしておりません。

○波多野野君 いや、それは私がこの前言つたのは……、僕は責任者とか言つたようなことは知らんです。ただ監督官庁としての文部省の立場においての調査を要求したのであります。だから文部省は我々に納得の行くような調査報告を出す義務があるのです。ほかの人は、例えばここに佐藤さんおられますが、佐藤さんに責任を転嫁するといふような言ひ方はいかん。監督官庁たるの地位を放棄することになる。これだけの報告じや実はわからんですよ、何のことか……。

○岩間正男君 今のに連關して、今の波多野さんからの話は先ほど問題になつた……、こういうのを聞いて見たらこれは推進委員会から聞いた材料だ。こんなものは何もない。当人を呼出してお聞きすればいいのだから……。

だから文部省が独自で、やはり独自でそういうものを出してもらいたいといふことを、こういうことをこれは話しただけであります、文部省はもう一遍これはどうですか、正確に調べて……、非常にあとで尾を引く問題なんです。そういう点をこれは早急に出すような方法はとれないですか。それと連關しましてね、なおこの際の子供とか、父兄にどういふ影響を与えてゐるか、これはそういう点は文部省のほうがおよく調べがつくと思ひます。

○説明員(杉江清) 私のほうで調べの際に、教育委員会などにも一部連絡をとりましたが、教育委員会では実は詳細なことはわからないのであります。で校長協会のほうで自主的にやられ、又PTAのほうで自主的にやられたので、教育委員会のほうでもその方面のことはよくわかつかつたので、私のほうは……、私は本部のかたがたにお伺ひいたしましたわけでありまして、勿論その一部につきましては、そういう父兄のかたにも事情を聞いております。

○波多野野君 この行政上の職分といふのが、区分といふのが混同してしまつては困るので、推進委員会といふのはこの場合では監督官庁の地位に立つておるのです。監督官庁の地位に立つておるのです。で私も、少くとも私は推進委員会のかたに……、意見を聞くつもりはなかつた。今でも実はないので、そういうことは私聞きたくないのです。監督官庁としてあなたがあつたといふふうな考えを持ち、どんなふうな事実の把握を把握しておられるかといふことを實際聞きたかつたの

です。でその報告を求めたのです。その出た報告がこれでは、私どもは納得できないのです。実を申すと……手を尽して改めて調査してもらいたいと思うのです。ね。」「必要ないよ」と呼ぶ者あり。それじゃそういう動議を出します。動議します。それじゃ調査不十分だ。

○政府委員(辻田力君) お答えいたしますが、この事務が推進委員会を中心とし、これは先ほど杉江説明員が説明しましたように、PTAが自主的になされたので、結局そこについて調べなければならぬ。教育委員会自身について調べたとしても、教育委員会はそこに聞きに行くという以外のこと、実は二、三の点について聞きましたけれども、ないのでございます。そこで我々としたしましては収支の関係を最も明らかにしておられる推進委員会について帳簿について調べて、そしてそれをここにその要約を御報告いたした次第でございます。御了承願いたいと思ひます。

○波多野君 例えはですね、大阪方面においては実業方面からの寄附があつたものといつたようなことが出ておりますから、そうすればわかるです。よ、このことは……どういう学校に對してどれくらい総額の寄附があつたかということは聞いただけでわかる。大阪方面、それから一部の学校は寄附だけで、目鼻がついてるのですから、寄附について調べたらわかる。○政府委員(辻田力君) 只今お尋ねのようなきことにしまして早速お答えいたします。

○波多野君 私はできないことを要求しているわけじゃない。わかるので

す。○政府委員(辻田力君) よくお話はわかりました。

○委員(堀越健郎君) 他に御質問ございせんか。

○岩間正男君 まあ私の先ほど疑問にしました法的な問題、これは今後のこととありますのでね。これは何か法務関係の……是非これは明らかにして置いてもらいたい。大臣から今ありまして、我々もそういう解釈をとりたいてあります。併しこれを明らかにして置くことは今後のやほりという運動に對して一つの例証のあることであるから、これは同委員会で行か

り上是非それを明確にする処置をとつて頂きたい、こういうふうに思ひます。○委員(堀越健郎君) それは委員会として法制局長の意見も聞き、又更に……

○岩間正男君 委員会として、そうですな、一度出席を求めて……

○委員(堀越健郎君) 研究して置きましょう。

○岩間正男君 やはり一度質問して置きたい。

○委員(堀越健郎君) ただ正式に規定法でやるべきものか、或いはそのために手落があるかというところは、これは少し委員会として行き過ぎのようには思ひますが、そういうことはどういふふうに解釈されるかというところをよく研究して置く必要があると思ひます。又専門員もおりますから……これは十分研究する必要があると思ひます。

○岩間正男君 これは併し早急にやつ

て下さい。

○委員(堀越健郎君) それは今のところ法制局長に多少真相を伝えて研究してもらつておりますから……ほかに御意見ございせんか。それではこの点はこの程度に切り上げて、法制問題は後に残して研究することにいたします。どう。続いて法案の審議に移りますが如何ですか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○矢嶋三義君 長野さんにお尋ねいたしますが、この法案で対象としては、この前も問題になりましたように、生徒、学生それに青少年その他一般公衆というふうに入っておりますし、それから提案理由にもありますように、学校教育それから社会教育の両方に股をかけて補足的な法律として作られたと。こういうふうな提案理由を書かれておるわけでありまして、こういう立場から考えますと、この第二条の学校の出で来るには、各種学校も入る筋がありますが、これはどういふふうにお考えになつていらつしやるか承りたいと思ひます。

○委員(堀越健郎君) 専門員から一応……

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 各種学校のことは立案に当りましても考えたのでございます。それで一応構想の中に入れたんであります。全体の構想を結論を大體立ててみますと、学校教育法の第一条による教育体系で行きたる。学校教育法第一条による学校の教育体系で行きたいという構想になります。したので、自然各種学校はそこで一応省いて立案したのであります。

○矢嶋三義君 学校教育法の第一条に

ある教育体系で行きたいというお考えでやられた、そういうことと青少年その他の一般公衆というのを入れて、社会教育も入れるというところに矛盾を感じませんか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 青少年を入れたと申しますのは、義務教育と高等学校という、やはり教育法第一条の学校中心の体系の中から考えますと、義務教育を終つてから経済上の都合でさらに上へ進めない、いわゆる勤労青少年の大多数の、教育の機会に恵まれないでおるといふ点を考へまして、それと同様に第一条の学校を中心として高等学校という課程の中でやはり機会を与えるべきでないかと。いふふうにお考えました。ところが高等学校には定時制も別科もございまして、地域の関係で交通費も出ない得ないような青少年大衆が、折角そういう施設があつても行かれないという人が非常にございまして、中学に短期の教育課程を附設して、そういう人たちに教育の機会を与えた。どうかというところで、青少年大衆をそういう意味合いで加えたんであります。従ひましてこの短期の教育課程の中に入ります勤労青少年大衆は、その教育課程に入りますと同時に、生徒であり学生になるわけでございます。

○矢嶋三義君 短期の課程を中学校に附設するといふとどういふ形になりますか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 附設と申します言葉が或いは当たらないかも知れませんが、具体的な例で申し上げますと、高等学校の分校乃至は定時制の分校といふような形でござい

ます。○矢嶋三義君 私は今あなたが中学校にと言われたからお尋ね申上げたのですが、定時制の分校とか別科がこれは今あるのですから、そうなりますと機会に恵まれない青少年のためにというこゝろい言葉がございまして、各種学校に行つてゐる諸君は、機会に恵まれない不遇なものであるといふ点になんのかかわりもない。お読みになつたと思ひますが、社会教育といふものは、学校教育法に基いて行われる教育活動以外の教育活動で、青少年及び成人に對して行われる教育活動である、こゝろいように規定してあります。それで私のお伺ひしている点は、この産業教育振興法といふものを、学校教育法に、一條で謳われてある学校ですね、あの学校体系だけを上げたというならば、話がわかりません。ところがそれから出て社会教育と両面に股かけて、そして青少年一般大衆を加えたりして、各種学校をどうして入れんかということになると、どうしてもそこに矛盾を感じてしようがないのですがね。

○衆議院専門員(石井勲君) 一つには学校教育法及びたしか社会教育法であつたと思ひますが、学校は普通通します狭い意味の学校教育のほかに併せて社会教育をやるといふ使命が課せられておると承知いたしておりますが、その線での今の学校が中心になつてやる社会教育、こゝろいことを考慮に入れた次第であります。従つて学校が何故社会教育をやらぬ、今の各種学校をどうしたという御質問の問題になると思ひます。この御質問は、これは先刻も横田専門員からお答え申上げましたように、最初は随分いろ／＼の面から広く構想を練つて見たのであります。が、

何分にもこの予算が非常に膨大なものになつて参ります。各種学校というものは種類も非常に多いし、その完備の程度も非常に違ひますし、或いはやつております学科の内容も非常に変化に富んでおりますので、到底そこまで手を伸ばし得ない。とにかく先ず学校教育法のいう狭義の学校に限定いたしまして、そしてできるだけそこに先ず重点を置こう。併し只今ちよつと申上げました義務教育を修了しただけで、地理的に、或いは主としてそれは経済的の事情によりまして、高等学校の定時制にすら行き得ないものが全国では六三〇あります。而もそれは労働基準法との関係で三三〇年これが職場にも十分に恵まれず、又教育的には放任状態に置かれておるので、これを何とかしなければならぬ。それには今の中学校というものに目をつけましたときに、地理的にも分布が非常に広がつております。従つて時間的に経済的に今の不幸な人たちが容易に學び得ない。従つて中学校、高等学校に社会教育の形においてやるとどういう考えになつた次第であります。

○矢嶋三義君 私には各種学校を入れた方がいいという前提に立つてお伺いをしたいのであります。それだけ申上げて置きたいのであります。この高等学校には別科というのをごいまして、定時制があります。この定時制も分校も許されるわけですか。御承知のように定時制は必ず卒業するために行くのじやなくて、一つでも二つでも自分の好きな単位を取れるような組立てになつております。一般教養の前に職業課程を先にやるという、そういう組立てのできるように定時制の職業課程は組立

てられておるわけですか。第一条という高等学校の体系はそれだけでどうしても足りませんで、私は別科、定時制の中心校、分校、それらを活用することによつて、こういうものを全部包含されるのではないかと考えますが如何でございますか。

○衆議院専門員(石井勲君) 只今の御意見によつて考えまして、相当な範囲教育できるといふことも勿論考えます。ですが、併しそういういたしましたも、今のすべての中学校に、すべてそれ高等学校の分校を置き得るといふことはちよつといろいろの事情、具体的にすべての中学にそれ高等学校の分校が置き得るといふことは見通しがつかぬかと私も思つておる次第でございます。只今お話がありました、高等学校の定時制或いは別科というものに、これに多分にこの法律が成立したした場合、充実にする補助をしようにといふことを考へておられますのは、只今の御質問と全く同じ趣旨であります。それだけではやはり依然残るというところを予想しまして、中学にも今の社会教育の立場で、即ち高等学校とは関係なしにでも置き得る途を開いて置いたほうが実情に適合するのではないかと。こういう考へになつた次第でございます。

と断定してしまふ、しまつて申上げたんでないのをごいしますが、つまりすべてに置くといふことがはつきりと思ひ通しはつかぬといふ私どもの考へ方でございます。置き得ればできるだけ置きたいと思ひますけれども、漏れるものがあるんであるといふことを勿論前提にいたしております。その場合に中学校で何をやるかという御質問、それは中学校の社会教育、中学校がやる社会教育、こういうふうに考へております。学校がやる社会教育といふふうに考へております。

○平岡市三君 十八条の点について、私の不明の点をお伺いするのでございますが、この前私が大学のことに付いてお伺いしたときに、短期大学は大学の中に包含されておるから、短期大学という名称を表わさなかつたのだ。大学だけでそれでこれが包含せられるのだと、こういうふうにお聞きしたものであります。四号でございますが、この産業教育に従事する教員又は指導者の養成は、大体が短期大学では行なつておらないのであります。大体四年制の大学が行なつておるわけでありまして、そういういたしますとこの十八条の規定から私が推察いたしますれば、短期大学は実際としてこの十八条では補助の対象にならないのだと、こういうふうな解釈されるのをごいしますが、その点如何でございますか。

一項第四号のお話と承りましたのですが、この産業教育に従事するようない教員を養成いたしますといふのは、お話の通り大部分は四年制の大学のほうで大部分であると思ひます。併し大学二年で、下のほうの学校の教員資格が養成せられると資格が与えられるという意味でもございしますが、なおここにあります現職者の教育、現職教育といふものを頭に描いております。短期大学では教職課程までその大学で持つといふことは、非常な経済的負担になるから持ちにくいといふことを私も立案の當時に十分念頭にあつた次第でございます。併しその短期大学が専門の事情について、例えて申上げますならば、工業或いは農業なりについて短期大学であります、その部分については相當な専門指導力を持つた先生がおられるはずでありまして、これが若し夏休みその他の時期を利用して、今の中学校或いは高等学校における先生がたに、現職者にいわゆる夏期講習のような再教育をやつて下さるといふことになりまして、当然にこの法の適用が受けられるといふことを考へております。最初に大学の中に短期大学を入れた解釈、それはそのまゝこの第四号にも適用して考へておるつもりであります。

○平岡市三君 四号に對するところの解釈はよく私もわかりませんが、けれども実際に短期大学では、教員の資格を取るといたしますれば、あなたがおつしやる通り普通教育の科目を非常に配列しなければならぬといふような実情にありますために、実際には教員の養成はやつておらないのをごいします。あなたがおつしやるように、教

員の質は確かによろしうございします。これは四年制の大学の教員と同じような資格審査を受けておりますから、短期大学にも立派な教員はおりますけれども、実際にはこの教員の養成とか、或いは指導員の養成とかやらないのです。現実はその場合には結局補助の対象にならんと私は解釈いたします。この条から見ますれば……そうすると結局短期大学すべてに對してこの実習実験の施設又は設備に對して補助を与えてやろうといふ心持があらますれば、ここに一項目設けて、短期大学における産業教育のための実験、実習の設備又は施設という項目を入れれば、これは補助の対象にならんと思ふのです。その点を伺ひしていただきます。

○衆議院専門員(石井勲君) この条文の中に「現職教育又は養成」とありますのは、先刻ちよつと申上げた夏休みなどに、普通教職課程の設備は持つておらない短期大学も大分あります。ところが自分の持つておる専門の範囲内において現職の教員を、再教育をやるといふことによつて、当然に補助が受けられるとどういふことを最初から考へております。

○矢嶋三義君 私は各種学校を入れた方がいいという前提に立つてお伺いをしたいのであります。それだけ申上げて置きたいのであります。この高等学校には別科というのをごいまして、定時制があります。この定時制も分校も許されるわけですか。御承知のように定時制は必ず卒業するために行くのじやなくて、一つでも二つでも自分の好きな単位を取れるような組立てになつております。一般教養の前に職業課程を先にやるという、そういう組立てのできるように定時制の職業課程は組立

てられておるわけですか。第一条という高等学校の体系はそれだけでどうしても足りませんで、私は別科、定時制の中心校、分校、それらを活用することによつて、こういうものを全部包含されるのではないかと考えますが如何でございますか。

○衆議院専門員(石井勲君) 先般の御答弁は法規上の解釈として大学の中に短期大学を特にならぬ場合には、短期大学を含むといふ通常の解釈に従つて御答弁を申上げたことであつたと思つております。只今のは十八条の第

一項第四号のお話と承りましたのですが、この産業教育に従事するようない教員を養成いたしますといふのは、お話の通り大部分は四年制の大学のほうで大部分であると思ひます。併し大学二年で、下のほうの学校の教員資格が養成せられると資格が与えられるという意味でもございしますが、なおここにあります現職者の教育、現職教育といふものを頭に描いております。短期大学では教職課程までその大学で持つといふことは、非常な経済的負担になるから持ちにくいといふことを私も立案の當時に十分念頭にあつた次第でございます。併しその短期大学が専門の事情について、例えて申上げますならば、工業或いは農業なりについて短期大学であります、その部分については相當な専門指導力を持つた先生がおられるはずでありまして、これが若し夏休みその他の時期を利用して、今の中学校或いは高等学校における先生がたに、現職者にいわゆる夏期講習のような再教育をやつて下さるといふことになりまして、当然にこの法の適用が受けられるといふことを考へております。最初に大学の中に短期大学を入れた解釈、それはそのまゝこの第四号にも適用して考へておるつもりであります。

○平岡市三君 今一度同じことをお伺いするのでありますが、結局それでは夏の講習会などにこういうことをやらなかつたら補助をもらえない、やれば補助をもらえるといふことですね。

○衆議院専門員(石井勲君) 簡単に申しますと、そういうことでございします。これが大学についてもそういう考へ方で教員の養成なり、或いは再教育なりをやるといふことで、なおもう少し全般の考へ方を立案のときの考へ方を

のが非常に強く出ましたので、ちよつと心配しましたが、これは免許法なんかもございますし、実習教師に限られるということになります。これには免許の基準というものがあつて、そちらとの関係もございますので、ここで質問を打ち切りたいと思いますが、先生の実習教師に対する御見解には全く同感の点も多々ありますが、教員養成計画も考えなければなりませんから、こゝで打ち切ります。

て、予算の範囲内で補助をするといふことに規定されておる点であります。即ち十九条においては、十八条と違ひまして、単に実験実習の施設又は設備に要する経費だけでなく、運営に要する経費が含まれておる。即ちここでは私考えますのに講師謝金というものも相当繰込み得るように考えられてゐる。と私は理解しておるのであります。この運営に要する経費は十八条には規定されておりません。そうして又こゝ

て庭教育を卒業奨励しようとする意図を保持しておりますので、学校が行う限りにおいてこれを一括ここに規定することとは自然であり又適当である、こういうふうな考えるのであります。

○矢嶋三義君 皆さん方の御意見わかかりましたからそれはそこで打切りまします。

次にお伺いする点は科学教育の科学の振興、科学教育の振興ということには非常に我が国にとっては重大である、

それから私はどうしても被教育者の対象というものがここに問題になりますので、その点と、それから初日に議論された今の教育体系との関連からどうしても割切れるところがあるわけですが、先ほどこういふことを言われましたが、結句承わつたところによりたです。ただ定時制の分校とかますと、できるだけ

いた。短期の教育、實際の実状に即した。ところが、た。こういう教育を行いますには、地方の適切な人々に臨時に来て頂くか、或る程度長期に亘る講師を招聘するといふことが實際に必要になつて来ると思ひます。そういう意味におきまして、十八条の中に入れるのでは、この意味の実施が困難である、こういう意味

とは申すまでもありません。今の文政改革でも非常に重視しておるわけでございしますが、この振興を図ることこそを考へる場合に、結局私は国民大衆の科学的精神の涵養、このレベルが上らない以上は、私は私に學校における科学教育というものをいくら頑張つてみ

別料を作ることができないところには、結局中学校でやる社会教育の立場で、青少年一般大衆を教育する。どうしてもそこに私は補習学校というもの、が頭に浮んで来るのですが、これは実施面をちよつと考へて見た場合に、社会教育だとすると社会教育主事がこれは教育をする。学校教育だと指導主事が指導

におきまして、十九条が特設されておることだと考えます。それから社会教育として行いものを含むと申しますのは、現に中学校が社会学級、成人学級というものをやっております。これになるほど県において指導する部局も違うというようないこともありますけれども、実際において学校が主体になつて

と云ふてなかく、成果に上らないといふのです。そういう意味からここに広い意味で学校教育産業教育あたりを通して国民全般の科学精神の向上を図り、延いて科学の教育の振興、科学の向上を狙つておる科学教育法というよなものを私頭に考へるのでございますが、こういうものの制定についてどう

して行く。こういうような今の体系のあたりから考えると、あなたさまの答弁なさつたようなところから行く、どうしても今の学校体系といふものにひびが入るような気がします。これは杉江課長にお尋ねしたいのですが、と同時にそういう元の補修学校を連想するようなものが頭にどうしても

やつてゐる場合も相当多いのであらずから、そうしてその狙ひは、やはりここに規定されておりますような、青少年に對してその地方の実狀に即すると共に、やはりそういつた青少年の實際の生活に即した教育を行う。例へば農閑期に行うとか、又は休暇中に行うとか、それも例へば一月のものもあるやうな

成頂けましようか。

○衆議院議員(長野長廣君) この科
の振興を図るということを国民全般に
も一つ気分を促進するという点は大
成でございます。ここでは併しその科
学教育法というよりなものを作るか
うかという問題については、実はそ

現われると思いますが、そうなるという
と今の教育の内容なり指導の方法より

ましよう。又三カ月程度のものもあるましようし、いろいろな場合もある。

点がこの法案の中に非常に含まれてゐるのであります、その意味が第一に産業教育を通じて、勤労に對し云々

いうものに対する規定というものが、
どうしても相当あるように考えられま

が主体になつて行ふときには、やはり

というその次に「産業技術を修得さ

るとともに工夫創造の能力を養い、」
ここが非常に我々その気持を現わして
いるところでありまして、この技術と
いうのは勿論科学技術、科学と技術科
学によつて磨き出された技術でありま
す。それから単にそれを現在の社会の
技術として習得させるのみならず、そ
れを基にして更に工夫創造するところ
の創造の科学、進歩の科学、この点を十
分に繰返さなければならぬと思ひまし
て、さういふ意味から特にこの文句を入
れたわけでありまして、お説のごとき
とは、国民大衆にこれを徹底させること
が必要と思ひますが、特に青年層の中
には學問が比較的低い、或いは場合に
よつては小学校を出ただけの者であつ
ても、非常な飛躍的な発明をする者も
あります。これは科学的に飛躍的素質
を持つたもの、こういう者もときには
これを顕彰し、ときにはこれに大いに
経費を与えて、更にその工夫創造の能
力を助長するといふこともこの中に含
まれておるのでありまして、現在のと
ころとしてこの産業教育の中で一般大
衆に対する技術教育、科学教育といふ
ものの徹底を図るべきではないか、こ
れに一つ国として力を入れましてお説
のようなことにしたい。併し更に
私は先ほど申し上げました大学教育の立
場になるとこれは又更に以上高い高度
の科学になりますから、この問題につ
いても勿論先ほど申し上げたようにこの
法律の中でやるつもりでありますけれ
ども、時勢の進退に伴うては、やがて
御意見のような必要に迫られることが
非常に近いこともあるのではないかと
も想像しますけれども、現在としては
この第一条の中に含まれたものを展開
させるようなことに依つて行くように

努めたい。こういう気持を持つておりま
す。

○矢嶋三義君 確かに科学の中にも入
るんですけれども、まあ産業教育法の
狙つてるところといふのは、結局私
は非常に応用という面が大部分だと思
うのでありまして、本當に科学の振興
の具體的の面の振興といふことは、こ
れでは私は期し得られないと思ひま
す。そうなりますと、これは文部省の
ほうにお尋ねするんですが、産業教育
法で今お伺ひしたような質疑応答の結
果、そういうようなところから考へる
といふと、私さつき言つたような理由
で科学教育法というふうなものも私は
考へられると思ひます。そういうこと
を考へられないかどうか政府にちよ
つとお伺ひしたい。若し考へられると
するならば、そういうふうな科学教育
法、産業教育法といふふうに出て来て
体系上よろしいものかどうか。その点
について文部省の見解を伺ひたい。

○政府委員(辻田力君) 科学教育を振
興するために科学教育法を御制定にな
るといふことを國民の總意で決定され
れば勿論結構だと思ひますが、そのと
きに内容をよく拝見しないとそれが学
校教育、社会教育に抵触するかどうか
といふようなことは私は言えないと思
ひます。なお現在の科学教育につきま
しては日本學術會議の關係の法律と
か、或いはその他若干の規定がござい
ますので、それによつて純粹の科学に
ついては振興しているのだからござい
ます。なお科学教育については学校教育
法によつてそれ／＼の分野において実
施したいつもりでございます。

○矢嶋三義君 私の質問とちよつと外
れておつたのですが、私は将来のこと
を考へているわけなんです、觀光都
市計画法というものが出ると次々にあ
いいう法律が出て来ますので、そうい
うことも併せて将来のこととも一応考へ
ておるんですが、確かに日本の終戦後
の教育といふものは教育基本法を基に
して社会教育、学校教育と体系付けて
細分化して来ているわけですね。そこ
で今言つたような産業教育法というも
の、科学教育法、そういうものが出て
来た場合、当初教育基本法を作つて、
これから学校教育を打出して行く、ス
タートしたああいう當時のことを思い
出すときに、その点いかにどうか承わ
りたい。

○政府委員(辻田力君) 矢嶋委員がお
考へになつております科学教育法の内
容が学校教育法なり、或いは社会教育
法規に準拠しまして、それを補足し、
その足らざるところを補足し、又助成
するといふようなことであれば、別に
矛盾はないと思ひます。結局内容如何
にかかわる問題だといふふう存する
次第でございます。

○矢嶋三義君 もう一点について質問
して終ります。辻田局長にお伺ひした
いんですが実業教育費国庫補助法とい
うものを廃止したわけですが、その廃
止した理由を念のために承わりたい。
○政府委員(辻田力君) これは私から
申上げるのは適當であるかどうかわか
りませんが、私が推察するところによ
つて、理解するところによつてお答え
いたしたいと思ひます。それは実業教
育費国庫補助法は明治二十七年にでき
ました法律でございまして、それ以來
非常に移り変わりがありますが、それは
必ずしも現在の事情にびつたり合つて
いるかどうかという問題につきまして

相當疑義もございまして、時代に即
するようこの法案の中の第三章にそ
れに代るべきものとして規定がござい
ますので、従つて実業教育費国庫補
助法は不要になるから廃止されるんじ
やないかといふふう理解しておる次
第であります。

○矢嶋三義君 この産業教育法とか或
いは職業振興法といふものを予想し
て、実業教育費国庫補助法といふのを
廃止したのではないのでしょうか、そう
じやないのでしょうか。私の聞いておるこ
とは的確でないと思ひからお伺ひした
のですが、実業教育費国庫補助法をな
くしたのは、要するに平衡交付金法の
精神にこれが反するといふ立場からこ
れが廃止されたか、こういうふうな私
は了承しておるのでありますが、そう
ではありませんか。

○政府委員(辻田力君) それは一つ御
質疑の本當の意味がよくわからなかつ
たからであります。法的には私さつき
申しした通りであります。現在法律と
しては、この法律ができるまでは、実
業教育費国庫補助法といふものはあ
るわけでありまして、ただその裏付けを
なす予算がないといふのが現状であり
まして、法律自身は法文としては現在
あるわけでありまして、廃止されては
ありません。それでその予算の裏付けが
ないといふことは、それは平衡交付金
の關係でございまして。

○矢嶋三義君 そうだとすれば、この
予算の裏付けを規定したこの法と平衡
交付金との間には矛盾はないのであり
ますか。それともGHQの考へ方が変
つたのでありますか、念のため伺つて
置きたいと思ひます。

○政府委員(辻田力君) この産業教育
法案の第三章を拝見いたしますと、皆
獎勵的な規定でございまして、又こ
れを強制しておるのではないと思ひま
す。その間に矛盾はないと思ひま
す。

○高見とみ君 二、三疑義があります
ので、発案者のほうにお伺ひして置
いたほうが、今日で質問を打ち切りかと思
ひますので伺ひますが、今回のこの法
案の中の実業界、産業界との協力を促
進するといふ点について、この間文部
大臣の御答弁の中に、学校で機械等を
設備しても、これを使用する期間が短
いし、共同でも設備ができないような
場合には、産業の現場へ生徒を引率し
て、そこを以て実習の場に充てるとい
うことも可能ではないか。或いはよく
はないかといふお話があつたのであり
まして、そういうことを発案者はお考
へになつておられるかどうか伺つて置
きたいと思ひます。

○衆議院専門員(石井國君) そういう
ことも念頭にないことではないと思ひま
す。それからそれは私もこの法案を作
つて初めてそういうことを考へるので
はなく、すでに地方によりましては、
例えば名古屋などでは既にそういうこ
とを現制度のままでも苦んで工夫をして
やつておられる学校も私一つ見て参り
まして、そういうことも行われておる
ようであります。その今の実業界との
協力といふことはそれなりに限定しな
いで、もつと広く、例えて申しますれ
ば、先生の教育を受けるか、或いは足
りない場合にはかけ持ちでやつてもら
うとか、理解を以てやつてもらふとか、
或いは卒業生の実業界においての實際
の状況などを常に知らしてもらひまし
て、そしてそれによつて学校のほうも

考へ、或いは学校からも実業界のほうへ註文をつけるというふうな、もつと広い意味に私はその問題を考へておきます。

○高見とみ君　そういう御趣旨は多少了解し得るのではありませんが、産業界或いはその他の職域と教育の場面との考へ方をこの際につぎつぎと置く必要も相当あると思つておられます。そうではないと一教育というものが産業界のほうに隷屬して来る性質もできて参ります。なお更にこの点について発議者はどう考へておられるか知れませんが、農、工、商、水産等はそれ／＼大きな国の予算を持つておるのであります。

て、例へば農業のほうに実験場とか実習場、或いは指導員、技術官というふうなものも随分あつて、それが常に農業学校の普通の課目より比重がそのほうに非常にかつておる。勿論これは食糧増産その他にもありますけれども、それと教育の場面とは多少違ふのでありまして、理念が違ふと言つていかと思つておられます。勿論教育の中で養成しましたものが工業、商業、水産方面に行くのでありますが、常にそういう方面に働かためだけの人間を作るといふことになりまして、むしろ農業教育は農林省に委託して、下の義務教育だけを文部省その他地方の教育委員会で行つてよろしく、農林省は殊に農業を専門とする高等学校、定時制のものなどそういうふうにしたほうがいいのじやないかというのをしるべきに考へるくらいであります。水産などに至りましては、常に魚を取る漁村においててもそういう必要があるものであります。そういう面をどこまで割り切つて考へておられるかというのを一

応発案者に伺いたいのではありません。特にそれについて考慮すべきは、医学及び看護婦等の養成については、殆んどそういう教育の面から離れておるのではありません。これは厚生省或いはこの所轄が全然違つておるというものは、先ほど人間としての教育というものは、或いは基本的な教育の面がよほど薄くなつて行くからいがある。これは、これは上のほうから、単に大学だからよろしいというふうな考へられるかも知れませんが、そういう面についてどこまで割り切つて考へておられるかを一応伺いたいのではありません。

○衆議院議員(石井君)　只今の御意見、御質問非常に御尤もであると思ひまして、私も全く同感であります。只今もよつと申しました名古屋で見た現制度において行われている工場の現場へ在校生を派遣してやつておられる実修状況も、非常に細心の注意を払つてやつておられます。実情を見て、さすがにやはりそれ／＼の専門家である、そこまで十分考へておられるというところで、私は実は嬉しく感じました。極く簡単に申しますと、一組五十人くらいのものを、五人くらいの十班くらいに分けて、そして曜日等をきめて十人くらいの、主にこれは父兄の工場でありまして、特殊のそういう工場の多い所でありまして、行へることでありまして、それをやる場合に非常に時間を限定して、大体二時から三時くらいの時間を選んで行かれます。それは工場の休憩時間ではないので、その工場で働いておる人の勤労者が暇で無駄口をきいておらない時間というものを第一に念頭に置いておられます。それから第二は非常

に危険性のない部分ばかりをやらしておいでになります。この現場も数カ所案内してもらつて見て参りました。そしてその父兄のかたが学校側から十分な一人々々を受けるだけの人員費がないから、父兄の中のでいうことに成るべく理解のあるかたを選んで教育的な環境を十分に作るように努力をしておられる。学校側はそこを自腹で巡回をして回つておられるというところでありまして、そこが済みますとそのまま家庭へおつたばなさないで、すぐ又学校へ招集しまして、そして学校で全部まとめて純然たる授業の一種という形で行つておられるのであります。

て、只今のお話の実業界に教育を隷屬させてしまふ、或いはその仕事の一部分をただで、悪い言葉で言いますならば労働を搾取させるというふうな形には全然ならないように十分注意を払つてやつておられたので、現状においても私もそこまで注意をしてやられれば、大変結構だと思ひます。将来の問題といたしましては只今の御意見は非常に御尤もでありまして、文部省においてもすでにそれらの専門家が揃つておられますし、運用の上において勿論適正を期してもらえるものと考へております。

産、農林その他の、法律は法律、現場は現場、料理は料理屋へ行つてやればよいというふうな、非常な実利主義に走つてしまつて、それは教育の否定だ」と呼ぶ者あり。そしてこの教育の否定になるというのを私も是非常に心配するのであります。それは「その通りその通り」と呼ぶ者あり。それは裏から言へば教育が余りに貧困であるために、遂に文部大臣が悲鳴を上げられたと思つて、私はこの間の大臣の御説明を聞いて実に申しわけがない、我々予算委員会として、文部委員としても実に悲しみに堪へないものを感じたのであります。

○高見とみ君　そういうお話を伺つて、そうお思ひになるのだらうと思ひます。併しそこに危険があると思つてあります。如何にそれがよくあつても、それは要するに産業の場面である。非常にこの社会教育が、教育を社会に引張り出そうとし、又は社会現象に教育の貢献を要求しますけれども、それは教育を放棄してしまつて、それならもう教育というものはすべて水

り、或いは教育をよくし、教育の現場をよくして、自分たちよりもつと優れた次の時代の産業人を作るといふ決意を示してもらいたいと思つておられます。学校の先生、教員等も、或いは校長を初め、そして自分の教壇を捨てずに、自分の学校及び現場の実業教育の面で生かす得るものは十分に生かして、工場を自分のほうへ持つて来るといふふうな、そういう建前で行かないと産業教育法というものは危険性を持つておるといふことを思つておられます。私はその点について発案者の御説明を伺いたいのと思ひます。

○衆議院議員(長野君)　全く高見委員の御心配は私どもの平素心得ておるところでありまして、御同感であります。この間の文部大臣の御説明などは、ややもするとその危険性を御心配になる一つの材料になりました。只今もよつと申しました、文部大臣として現職の職業教育の内容の欠陥をよく御存じであるが故に、いろいろ御説明をなさつたことと思ひます。私どもの考へとしては、つまり今日及び今後の産業教育なるものは、例へばその設備で考へて見ますと、その時代における一番進んだ設備によつて練習をさせる、修練をさせるということでは、既に役に立たないと思ひます。ところが、これは現在我々の調べた範囲では、最高の工業学校とまで言われておる学校へ行きますと、明治三十七、八年の時代に買求めた機械がそのまゝなのです。例へば米沢のあの織物の米沢工業、これは恐らくそれだけであります。恐らく全国の学校において、学校当事者はそれに泣いておるのであります。そこで大臣の言われたのは、恐らく特別

なそういう施設をしますと莫大な経費がかかる。現在はない。ないならば、勢いどこかに非常に進んだ施設があるならばそれで練習をさせてもらおうということ、それを申し立てたのではないかと私は黙つてそれを承つておつたのであります。併しそれではいけない。それでは只今申されたような心配があるが故に、私も二百億圓、併し當時者の中には、これに關係した或る有力者の中には、二百億圓でもな少い、自分はそれ以上この議會において検討して御援助したいという有力な責任担当者も笑はおるわけでありまして、私どもの申上げるのは、そういう御心配があればこそ我々はこんなもう更に産業界に謙遜したような、言い換えたならば、産業界の設備を使ひしてもらつて教育するということではないか、これはすぐに出さなければならぬということから、やや飛躍的なことでありますけれども、この莫大な経費を要求した次第でございます。

それからなおこういう場合もあります。山間などへ行きまして造林の実習をやる場合におきまして、山は買えませんが勢い国有林等に關係をつけて植えてもらふとか、或いは最後に収益は折半とか何とかいうことになるのであります。たぐさんの山を遊ばしておる人から植林のほうを担当してもらふというふうなことも実際にはあり得ることでありまして、併しながらどこまでもつまり産業人を作るといふ魂の教育だけは絶対にこれは離してはならない。どこまでもこの魂で教育を打込んで行く。これさえ私は学校経営の中心であるならば、設備を変えたからという危険は相当防げるの

ではないかと思ひます。それでこれは私の意見であります。それで思い切つた予算を當局に要求して、そうして協議をして議會提出というところまで運んだ次第であります。それでその点は全く御同感でございますが、これ以上の上のことは行政面になりますから文部當局から御説明を願ひます。

○高橋道男 併し今までの教育を非常に貧困にして置いて、そうしてその結果役に立たない人間を作つて来るといつて実業界、産業界から文句を言われるというところは、今までどんなに一般教育、基礎教育が貧弱であつたかというところに眼を凝つて、さてそれならば産業のほうが発展して来るし、需要が多いから、一躍今まで苦心して養成して来たものを、今度は産業の役に立つ産業人を作るほうに方向を変えろ、こういうふうな氣運を聞きます。これは、そこに非常なギャップがあると思ふのであります。先ず私どもも言つてしまふれば、基本の教育に國民の大多数が全部責任を負つて、このままにして置けばかくのごとき中学の卒業生、かくのごとき高等学校の卒業生が出る。これは、学校の現場をもつと充実し、これをよくして行かなければ自分たちは期待できないんだということを農、工、水産その他の方面から認識してもらふために、やはり教育といふものを確立してこらへ持つて来るといふことに重きを置かないならば、先ほど心配したようなことがやはりあると思ひます。産業人を作るといふ御趣旨は結構であります。産業だけを目的にして人間を作ることが、今まで日本の進路をどのくらい誤まつたかというところは、我々すでに産業の結果として輸出しました東南地区その他の方面から、幾々新しい日本の産業人が出て来なければ、如何に技術を持つておつても、如何に知能を持つておつても、如何に科学を持つておつても、如何にこれでは自分たちは協力しにくいという声さえ出るのであります。更にもう一段根本的な人間としての教養といふ基本的な人間としての教養といふ基本教育が大切であるということ、我々は基本教育に力を尽して来ておるのであります。その意味で文部省が今後こういうことをなさるとき、産業界の方面の協力というものが、今度できます中央及び地方の産業教育審議会というものにおきまして、どうかどこどこまでも教養を基に次の時代を愛し育てるという意味でやつて頂きたいという希望を持つのであります。文部當局においてはそういうお覺悟があらうか、或いは暫く教育が豊かになるまでは産業界の方面にちよつと一応伺ひたいのであります。

あることは、教育基本法に明示してあるところでありまして、我々としてはそのために全力を注いでおるつもりでございます。従つて基礎教育と申しますか、普通教育と申しますか、その点に最も力を入れてやつておることは間違ひのない事実でございます。併し現在の実情から見まして、これは産業教育の面が立ち遅れになつてゐる。むしろ一方のほう、高等學校にいたしまして、高等學校の産業教育に従事しておる學校におきまして、大学の予備校といふふうな感さへすると大臣は言われましたが、そういう感じがなきにしもあらずであります。むしろ非常に立ち遅れておりますので、こういう法律を作りますと追いついて行くようになります。これは只今お話ございましたように、人格の完成という点を最重点として教育としては考へております。この点は御了承願ひたいと思ひます。なお先般運輸省が所管しておりました商船學校を文部省のほうに商船高等學校として所管替えをいたしましたのでございますが、その場合の考へ方といひましたも、商船人といひますか、海員の養成のために技術面だけを考へれば運輸省の關係でもよかつたのでございますが、併しこれは高等學校の生徒として十分に人格教育をしなければならぬ。又基礎教育はつきりしなければならぬという立場を強く主張いたしました。この主張を又關係方面においても十分納得いたしました。所管替えということが実現したわけでございます。我々いたしましては国会の御意思も十分わかつておるつもりでございますので、この上とも努力したいと思つておる次第でございます。

○高橋道男 簡単ですからもう少し時間を頂きたいと思ひます。十八条と十九条あたりに「政令で定める基準」ということがございますが、これは発案者のほうで、或いはこれに即して文部當局のほうで成案ができておるかどうかが、できておるならばそれをお示しを願へれば結構だと思ひます。

○衆議院専門員(石井勲君) 政令の内容そのものは私どものほうでは今用意をいたしております。文部省で或いは準備が進んでおるかも知れません。

○政府委員(辻田力君) 只今発案者のかたからお話ございましたが、政令の詳細のことにつきましてはまだできておりません。ただ併し現在までにあります委員会等によりまして、だんだん準備をいたしておりまして、毎週一回くらいは会合を開きまして、その準備を進めておるような次第でございます。従ひましてこの法案が幸いに成立することになりますれば、できるだけ早い機会に政令を出して基準を定めるようにいたしたいと思つておる次第でございます。

○高橋道男 そうですと、その基準がはつきりと定まつていないといひますれば、七年間に二百億圓の予算で既設の設備を充実するといふことについて、確定的な根拠がないわけですね。従つてその政令のきめ方によつては二百億圓といふものが或いは一千億圓になるかも知れんというふうなことも、極端の場合考へられるように思

われませんが……

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 政

令の基準は確定したものはまだござい
ませんけれども、現在行われておりま
す教育制度と申しますか、教育の程度
を見まして、職業高等学校とかそうい
う職業課程を行なつておる学校で行い
得る、少くとも教育を行つておる程度
まで、そう言ひ得るだけの程度まで達
してないものがまだ多数あるのではあ
ります。それで私も考えた予
算の限界は、これならば職業教育が行
えるという最低限度を押えて一応数字
を出して見たのでございまして、その
最低限度が果して妥当なるものである
かどうか、文部省で実際に基いて政令
をきめる場合にはこれでもまだ行
えないというふうな、もつと基準は高
くなつてゐる。私どもの予算の繰
出の最初の基準は、まだ職業教育と
言ひ得るところまで行つてないところ
が非常に多いのでございまして、学校
と名のつく以上は、少くとも学校とい
える程度のところまで高めたとい
う、本当の実質的な最低の基準を見
まして数字を出したのでございませ
す。

○木村守江君 簡単に、第二節の私立

学校のところでございまして、ここに
は学校法人に對していろいろ規定して
ありますが、各種学校についてはない
やうですが、これは入れるつもりは
ありませんか。

○委員長(堀越儀郎君) その点につ

ては……、ちよつと速記をとめて下
さい。

○委員長(堀越儀郎君) 速記を始め

て。

○政府委員(辻田力君) 今の十八条の

基準の問題に關連いたしまして私から

御説明いたしますが、大体先ほど専門
員のかたからお話があつた通りでござ
います。ただ高等学校につきましては、
昨年度全国的に実態調査をいたし
まして、それで大体の現在の実情とい
うものは一応わかつておるわけござ
います。それで従来のいろいろ研究し
た結果とそれと對照いたしまして、そ
の差額を見まして算数計算でございま
すが、推算をしたような次第でござい
ます。従つて非常な厳格な意味におき
ましては、基準はまだきまつておりま
せんし、政令も、勿論まだこの法律が
出ておりませんので政令もできません
が、併し全然根拠のない、財政的に漠
然たる大ざかみの数字だということ
ではないわけでございます。

○高橋達男君 その財政的援助につ

きまして半額は地方負担ということに
なつて、これは前にちよつとどなた
から御質問があつたかと思つて、
けれども、財政の比較的豊かな地方
においては然るべき予算がもたらえ
るけれども、その財政の貧弱な県にお
いては、産業教育が振わなくなる。結
局地方の産業教育の振興状態が不均
衡な状態といふことは當然考へられ
ると思つて、それは併し又別の考へ方
からすれば、財政の豊かなところには
充たすべき学校も多い。又財政の豊
かでないところにはそういう産業教育
をする学校も少いというふうな見方
もできまして、これは必ずしも不平
ではないといふことも言へると思つて
おります。その財政的な基礎の薄い
県に、その地方の産業教育のみなら
ず、産業の振興を図らなければなら

ないといふような場合には、どうしても

やはり地方だけの財政的基礎ではその
振興が図られないと思つて、ありま
す。そういう場合には国家的な立場か
らもつと積極的な十分な直接の補助
をするといふようなことについてはお
考へはないのでございませうか。それ
はどの程度まで二分の一しか国家と
しては援助できないのであるといふ
やうな考へでおられるのかどうかを
もう一度お聞きして置きたいと思ひ
ます。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) 只

今の点は地方の実情から見まして誠

尤もな御心配だと思ひます。私も

同様に考へておりましたのですが、

の意味で補助額を二分の一というふ

うな手許にお配りしてある法案の中

には、併し全然根拠のない、財政的に

漠然たる大ざかみの数字だといふこ

いとおきまして、いろいろ研究して、必ず

しも二分の一という算数的な計算で行
かずに、その実情をよく調べて、場合
によつたら或いは三分の一の場合もあ
るかも知れないし、更に又四分の三の
場合もあり得るというやうに審議會で
十分に案を練つてすればその点は正
であるのではないかとこのやうに考へ
ます。

○委員長(堀越儀郎君) 他に御意見

ございませうか。……それでは本法案に
對する総括質問は大体この程度にし
て、次回から逐条審議に移りたいと思
ひます。

○矢嶋三義君 異議あり。今までの文

部委員会は満場一致で議事の進行をや
つておりましたが、併し今日は社会
党と共産党のかたがいづしやいませ
んの、この次社会党、共産党のかたの
総括質問があつたら、総括質問を許す
ことにして、今後は仮に総括質問があ
つたとしてもそれはして頂かないほう
がいいと思ひます。

○委員長(堀越儀郎君) 承知いたしま

した。私の考へも、総括質問があれば

総括質問、総括質問がなければ逐条に

移つて行く、そういう考へであります

から御了承願ひたいと思ひます。

○木村守江君 この法案については相

当総括質問があり、重複した質問も相
当出て来ると思ひます。そういう点で
重複した質問はもう避けて、(それは
常識だ)と呼ぶ者あり)成るべく早く
逐条審議に入るやうに、委員長の権限
において御進歩願ひいたします。

○委員長(堀越儀郎君) よくわかりま
した。

明日は各派から代表で出て頂いて、

午前十時本會議があらば懇談会をいた
したいと思ひます。二十一日の月曜日
は午前十時から地方行政との本法案に
對する連合委員会、午後は単独委員
会、このやうになつておりますか
ら御了承願ひます。
それでは今日はこれを以て散會いた
します。

午後四時四十分散會

出席者は左の通り。

委員長 堀越 儀郎君

理事 加納 金助君

委員 木内キヤウ君

委員 木村 守江君

委員 平岡 市三君

委員 荒木正三郎君

委員 波多野 鼎君

委員 和田 博雄君

委員 高良 とみ君

委員 高橋 道男君

委員 矢嶋 三義君

委員 岩間 正男君

衆議院議員

文部委員長 長野 長廣君

文部大臣 天野 貞祐君

政府委員

文部省初等中
等教育局長 辻田 力君

事務局側

常任委員 石丸 敬次君

常任委員 竹内 敏夫君

常任委員 石井 勲君

常任委員 横田重左衛門君

説明員

文部省初等中等教育局長 杉江 清君

参考人

職業教育法制定推進委員会委員長 佐藤 孝次君
長都立北豊島工業高等学校校長

昭和二十六年五月三十一日印刷

昭和二十六年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所